

インボイス制度廃止を求める意見書

2023年10月に、複数税率に対応した仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されました。

この制度では、インボイス発行事業者ではない事業者からの仕入れでは税額控除ができないため、主に小規模事業者や個人事業者である免税事業者は、取引先からインボイス発行を求められ、発行できない場合は、不当な値引きや取引の打ち切りを求められることが懸念されていました。また、インボイス発行事業者になると、消費税の申告・納税が義務づけられ、税負担と事務負担の二重の負担を負うこととなりました。

制度導入から1年8か月経過しましたが、小規模事業者等からは、減収や税負担の増によって経営状況が悪化したとの切実な声が上がっており、インボイスに係る経理事務が過大になっているとの訴えも噴出しています。制度導入に当たっては、インボイス事業者になった場合に3年間は納税額などの軽減措置など講じられていますが、負担軽減策は不十分であり、事業活動への深刻な影響は決して看過できるものではありません。

また、エネルギー価格や原材料等の高騰が長期化し、人材不足が深刻化する中で、経営環境は一層の厳しさを増しており、インボイス制度に係る負担を小規模事業者に求めることができる状況ではありません。

電子帳簿保存法によって、契約書など電子データを一定の形態で保存する等を義務付ける電子帳簿等保存制度は、特に小規模事業者からは事務があまりにも煩雑で、事業活動に支障が生じかねないとの声が上がっています。

下記事項について実現を求めます。

記

1. インボイス制度は廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 7年 6月 12日

福島県西郷村議会

内閣総理大臣 様